

平成 19 年 5 月 23 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
株式会社 アドウェイズ
代表取締役 岡村 陽久
(コード番号：2489 東証マザーズ)
問い合わせ先：
管理本部長 西岡 明彦
電話番号 03 (5339) 7122

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 会社法第 2 条第 6 号に定める大会社となることに伴い、会社法第 328 条第 1 項の規定に基づき監査役会および会計監査人を設置するため、これに係る条文を新たに加える等の定款の一部を変更するものであります。
- (2) 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができるようにするため、規定を新設するものであります。
- (3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号) に基づく株券等の保管振替制度への参加に伴い、実質株主および実質株主名簿に関して所要の変更を行うものであります(第 9 条)。
- (4) その他、会社法に合わせた表現の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 26 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 26 日 (火)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設) (新設)</p> <p>第5条～第8条 (省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有 する株主をもって、その事業年度に関す る定時株主総会において権利を行使する ことができる株主とする。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第10条～第11条 (省略)</p> <p>(招集及び招集地)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期 の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株 主総会は、必要あるときに随時これを招 集する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載または表示をす べき事項に係る情報を、法務省令に定め るところにしたがい、インターネットを 利用する方法で開示することができる。</p> <p>第15条～第29条 (省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第30条～第32条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第8条 (現行のとおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> に 記載または記録された議決権を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、 その事業年度に関する定時株主総会におい て権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第10条～第11条 (現行のとおり)</p> <p>(招集及び招集地)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度 末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時 株主総会は、必要あるときに随時これを 招集する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネットとみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるところ にしたがい、インターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提 供したとみなすことができる。</p> <p>第15条～第29条 (現行のとおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第32条 (現行のとおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、監査役の中から決議に よって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	(監査役会の招集通知)
(新設)	第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 <u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の <u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
	(監査役会の決議方法)
(新設)	第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u>
	(監査役会の議事録)
(新設)	第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
	(監査役会規程)
(新設)	第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬等)	(報酬等)
第33条 (省略)	第38条 (現行のとおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第34条 (省略)	第39条 (現行のとおり)
(新設)	第6章 会計監査人
	(選任方法)
(新設)	第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
	(任期)
(新設)	第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 <u>当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
	(報酬等)
(新設)	第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条 (省略)</p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (現行のとおり)</p>